

首都圏 1 都 3 県、 緊急事態を 2 週間延長

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長＝菅義偉首相）は 3 月 5 日に会合を開き、東京、埼玉、千葉、神奈川の 1 都 3 県に出されているインフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく緊急事態宣言について、期限を 3 月 7 日から 2 週間延長することを決定し、基本的対処方針を改訂した。期限は 3 月 21 日まで。

政府は基本的対処方針のなかで、「緊急事態宣言措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広い PCR 検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」と明記した。具体的には、繁華街・歓楽街や事業所、大学、空港、駅などの比較的感染リスクの高い場所を中心に、無症状者を対象とした検査を実施する。

栃木県は 2 月 22 日から、岐阜県は 3 月 4 日から、大阪府、京都府、兵庫県は同 5 日から、愛知県、福岡県は同 6 日から、それぞれ検査を開始。首都圏についても「解除後に迅速に検査を開始できるよう各都県と調整を進める」とした。

また、保健所業務などについては、「外部委託の活用、IHEAT の積極的な活用、人材確保の好事例の横展開等により、保健所の体制を強化し、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する」ことを盛り込んだ。

これとは別に、防疫措置の強化策も明らかにした。

すべての入国者に対し、引き続き、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施。検査証明不所持者については、搭乗を拒否するよう、航空会社に要請することとした。さらに、以下などを示した。

- ▼ 空港の制限エリア内でビデオ通話および位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の真正性の確認
- ▼ スマートフォン不所持者については、スマートフォンを借り受けるよう求める
- ▼ 検疫等に提出する誓約書において、使用する交通手段（入国者専用車両または自家用車等）を明記する

■ 諮問委会長、再拡大防止策で見解

この日の会合では、基本的対処方針等諮問委員会会長名で「緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策についての見解」を示した。

このなかで、首都圏、特に東京都について、以下などの理由により、「他の地域と比べ、隠れた感染源としての『見えにくいクラスター』が発生しやすく、また、クラスター発生の理由が把握しにくい」とし、感染対策が極めて困難だとした。

- ▼人口規模・密度
- ▼社会経済圏の広域性
- ▼多くの歓楽街の存在
- ▼多様な外国人コミュニティの存在
- ▼人々の匿名性
- ▼東京 23 区等の保健所設置区市の存在による連携の困難さ

そのうえで、当該都県に対し、以下のような対策をとるよう求めている。

- ▼若者のみならず、高齢者も含め、地域住民が必要な感染防止策を継続するため、国・専門家とともに、一人ひとりに届くよう一体感のあるメッセージを発信する。特に、年度の切り替わりの恒例行事は控えるよう注意喚起を徹底する。
- ▼感染リスクが高いと思われる集団・場所を特定し、そこを中心に軽症者・無症状者に焦点を当てた検査（モニタリング検査）を行う。
- ▼保健所設置区市との連携・強化にさらなるリーダーシップを発揮し、広域的な疫学情報の集約・分析を強化する。また、大都市では「見えにくいクラスター」が存在する可能性を踏まえ、「深掘積極的疫学調査」を実施する。
- ▼陽性例の一定割合について、自費検査機関の協力も得て、変異株用の PCR 検査を迅速に実施する。変異株確認の場合、迅速・集中的に積極的疫学調査を行う。
- ▼疫学情報の分析により感染拡大の予兆が見られた場合には、まん延防止等重点措置の活用も含め躊躇なく迅速に必要な対策を行う。
- ▼「高齢者施設職員に対する定期的な検査」を実施する。高齢者施設で感染者が一例でも確認された場合には、感染制御や業務継続の両面の支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できるようにする。
- ▼感染の再度の拡大にも対応できるよう病床の確保や療養者支援など医療提供体制・公衆衛生体制を強化する。

医療情報②
厚生労働省
AB

緊急事態宣言解除後の リバウンドなど懸念

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（座長＝脇田隆字・国立感染症研究所長）は 3 月 3 日に会合を開き、直近の感染状況の評価等について取りまとめた。

感染状況について、全国の新規感染者数は 1 月中旬以降減少が継続しており、直近の 1 週間では 10 万人あたり約 5 人となっているものの、2 月中旬以降減少スピードが鈍化しており、

下げ止まる可能性やリバウンドに留意する必要があるとした。

実効再生産数は、全国的に1月上旬以降1を下回っており、直近では0.84。1都3県、大阪・兵庫・京都、愛知・岐阜、福岡でも、1を下回る水準が継続しているとした。

一方、入院者数、重症者数、死亡者数、療養者数も減少傾向が継続しているものの、60歳以上の新規感染者数の割合が3割を超えており、「重症者数や死亡者数の減少は新規感染者数や入院者数の減少と比べ時間を要する」との見通しを示した。

そのうえで、緊急事態措置区域の4都県について、「実効再生産数0.9程度の水準で、新規感染者数の減少傾向は継続しているものの、減少スピードが鈍化。首都圏では、感染源やクラスターの発生場所が不明な例が多く、夜間の人流の再上昇の動きも見られており、リバウンドを起こさず、減少傾向を続けることが重要」と指摘。「新規感染者数の減少を継続することにより、医療提供体制の負荷を軽減し、ワクチンを安定して接種できる体制を確保、変異株拡大等のリスクを低減させることが重要」だとした。

さらに、緊急事態宣言の解除がリバウンドを誘発することへの懸念を示し、「特に首都圏では、他地域と比べると感染者数が多く、感染が継続した場合の他地域への影響も大きい。感染の再拡大を防ぐためには、できるだけ低い水準を長く維持することが必要であり、そのため、地域の感染状況等に応じ、積極的疫学調査を踏まえ、その情報・評価を踏まえた対応などさらに感染を減少させるために必要な取り組みを行うことが必要だ」とした。

■変異株対策の推進求める

変異株については、国内で変異株感染例が継続的に確認され、自治体による積極的疫学調査も受けて、感染者とクラスター報告数の増加傾向が見られると指摘。今後、変異株の影響がより大きくなっていくことを踏まえ、その影響を抑えるため、変異株対策パッケージに基づき、以下の対策を推進するよう求めた。

- ①水際措置の強化の継続
- ②国内の変異株のサーベイランス体制の早急な強化（民間検査機関や大学等とも連携。国は自治体の検査数等を定期的に把握）
- ③変異株感染者の早期検知、積極的疫学調査による濃厚接触者および感染源の特定や速やかな拡大防止策
- ④変異株の感染性や病原性等の疫学情報についての評価・分析（N501Y変異以外のE484Kなどの変異を有する変異株についても実態把握を継続）と正確な情報の発信
- ⑤検体や臨床情報等の一体的収集・解析等の研究開発等の推進

医療情報③
厚生労働省
確認状況

変異株報告、 埼玉が最多で 38 人

厚生労働省は、3月3日に開かれた新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（座長＝脇田隆字・国立感染症研究所長）に、国内の新型コロナウイルス感染症（変異株）の確認状況を示した。国内事例は合わせて165例で、このうち英国で報告された変異株が159例、南アフリカで報告された変異株が4例、ブラジルで報告された変異株が2例だった。

空港検疫では、英国株36例、南アフリカ株8例、ブラジル株5例の合わせて49例が報告されている。国内事例を都道府県別にみると、埼玉県が38人と最も多く、以下、兵庫県（36人）、新潟県（29人）、東京都（14人）、神奈川県と大阪府（各9人）、静岡県（7人）などが続く。報告がないのは30道県だった。

医療情報④
厚生労働省
通知

高齢者施設従事者のワクチン 接種順位、居宅の扱いを改正

厚生労働省は3月3日付で、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について（改正）」を、都道府県に宛てて通知した。

通知ではまず、高齢者施設の従事者の接種順位について、仮に施設で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者が発生した後も高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があることから、高齢者に次ぐ接種順位と位置付けていると指摘。この考え方に変更はないとする一方、COVID-19が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の要介護高齢者や要支援者がCOVID-19に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があり、居宅サービス事業所等の従事者もこうした自宅療養を余儀なくされる高齢の患者等に直接接することが考えられるとした。これを踏まえ、以下とした。

- ▼市町村の判断によって
- ▼自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向のある居宅サービス事業所等について
- ▼当該事業所等に従事する者で、そうした介護サービスの提供等を行う意思を有する職員を対象に含むことができることとするため、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（1月28日付通知）別添1から別添3までを改正する

対象の居宅サービス等の例として、以下などを挙げている。

- ▼訪問介護
- ▼訪問入浴介護
- ▼訪問リハビリテーション
- ▼定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ▼夜間対応型訪問介護
- ▼居宅療養管理指導
- ▼通所介護
- ▼地域密着型通所介護
- ▼療養通所介護
- ▼認知症対応型通所介護
- ▼通所リハビリテーション
- ▼短期入所生活介護
- ▼短期入所療養介護
- ▼小規模多機能型居宅介護
- ▼看護小規模多機能型居宅介護
- ▼福祉用具貸与
- ▼居宅介護支援

医療情報⑤
厚生労働省
外務省

変異株流行国、 新たに13カ国・地域を指定

厚生労働省と外務省は3月2日、「変異株流行国・地域に該当する国・地域について」を改正し、公表した。

3月2日から、新型コロナウイルス変異株の流行国・地域として、以下を新たに指定した。

- ▼アラブ首長国連邦
- ▼イタリア
- ▼オーストリア
- ▼オランダ
- ▼スイス
- ▼スウェーデン
- ▼スロバキア
- ▼デンマーク
- ▼ドイツ
- ▼ナイジェリア
- ▼ブラジル（アマゾナス州以外）
- ▼フランス
- ▼ベルギー

これまで、以下が指定されており、合わせて17カ国が指定されたことになる。

- ▼アイルランド
- ▼イスラエル
- ▼英国
- ▼ブラジル（アマゾナス州）
- ▼南アフリカ共和国

これらの国・地域からのすべての入国者および帰国者は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機し、入国後3日目に改めてPCR検査等を受けて陰性だった場合、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間、自宅等で待機することになる。

医療情報⑥
厚生労働省
事務連絡

宿泊療養の活用で事例等を紹介 ～3月2日付で都道府県等に宛てて事務連絡

厚生労働省は3月2日付で、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の考え方について」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

事務連絡ではまず、宿泊療養について、特に感染拡大時に病床がひっ迫する中で、高齢者等

も含めて自宅療養が大幅に増加した一方で、必ずしも十分活用されていない面があったことが指摘されているとした。

現在は、新規感染者数、入院者数、重症者数、死亡者数とも減少傾向にあるものの、医療提供体制が依然として厳しい地域もあり、今後の感染拡大に備える観点から、引き続き宿泊療養・自宅療養の体制を整備しておく必要があると強調。その際、症状急変時の適時適切な対応を図る必要があることから、宿泊療養を基本とするよう求め、以下の事例や留意点も参考に宿泊療養施設の活用に向けて取り組むよう依頼している。

- (1) 原則として宿泊療養とする運用
- (2) 医療職の配置による宿泊療養施設の健康管理体制の強化
- (3) 保健所における療養（入所）調整業務等の応援体制の整備等
- (4) 改正法に基づく宿泊療養への協力要請

医療情報⑦
厚生労働省
事務連絡

変異株等の報告、 HER-SYS 活用を依頼

厚生労働省は3月3日付で、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップおよび SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報および検体送付の徹底について」を一部改訂し、都道府県等に宛てて事務連絡した。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の変異株の発生動向等について厚労省は、3月8日から HER-SYS を活用して集計を行うとし、HER-SYS で変異株であることをチェックできる以下項目が、3月5日から追加されると紹介。

①変異株 PCR 検査結果

②ゲノム解析結果

3月5日までの②については、該当する HER-SYS ID およびゲノム解析結果を5日に送付、5日中に入力するよう求めた。また、別添の Q&A では、変異株について患者に問われた場合の回答例として、以下を示している。

感染力が従来よりも強い可能性がある、変異したウイルスが報告されています。これらの変異が、より重症化しやすい、ワクチンが効きにくい、とする証拠は、今のところ、確認されておらず、世界中で調査が進められています。また、子どもへの感染性に影響を与えることを示唆する証拠は確認されておらず、調査が進められています。

日本では、変異株のクラスターが複数報告され、海外とのつながりが無い事例（孤発例）が継続して確認されているものの、地域で広く流行している状況ではありません。

厚生労働省では、国内で確認された新型コロナウイルスのゲノムを解析し、国内の新型コロナウイルスの変異状況を確認しています。世界保健機関（WHO）や専門家とも情報交換を行い、リスク分析を行うとともに、国内の監視体制を強化するなど、機動的な感染防止対策に努めています。

この変異株であっても、3密（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどの対策は、これまでと同様に有効ですので、国民の皆様の感染予防策へのご協力をお願いいたします。

医療情報⑧
3月7日
現在

国内の COVID-19 死者数、8000 人を超える

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、3月7日零時時点で、前日より1055人増えて、合わせて43万8956人となった。このうち、チャーター便による帰国者が15人、空港等検疫が2254人、国内事例が43万6687人。国内の死者は、前日から49人増えて8227人となった。

すでに退院している人は、前日より969人増えて41万8261人となった。入院治療を要する1万2211人のうち、人工呼吸器装着または集中治療室に入室している重症者は、前日から2人減って373人だった。3月5日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等）のPCR検査の実施件数は884万2739件だった。

3月7日零時時点での都道府県別の感染者数は、東京都が11万3218人（死亡1462人）で最も多く、次いで大阪府の4万7594人（死亡1134人）、神奈川県が4万5555人（死亡714人）、埼玉県の2万9934人（死亡618人）、千葉県の2万7124人（死亡475人）などとなっている。

■イタリア、死者数10万人目前に

厚労省のまとめ(図表)によると、3月7日15時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が2895万人あまりに達した。死者数は約52万4000人となった。インドでは、感染者が約1121万人に達し、死亡者は約15万8000人。ブラジルでは感染者数が約1094万人、死者は約26万4000人。このほか感染者が100万人を超えているのは、ロシア、英国、フランス、スペイン、イタリアなどの合わせて21カ国、10万人を超えているのは日本を含め、合わせて83の国と地域。感染者が1万人を超えているのは135の国と地域だった。

ヨーロッパでは、ロシアで感染者が約426万人に達したほか、英国で約423万人となって

いる。フランスでは約 394 万人、スペインで約 315 万人、イタリアで約 305 万人、ドイツでは約 250 万人となった。さらに、ポーランドで約 178 万人、ウクライナで約 144 万人、チェコで約 131 万人、オランダで約 113 万人となった。中南米では、ブラジルのほか、コロンビアで約 227 万人、アルゼンチンで約 215 万人、メキシコで約 213 万人、ペルーで約 136 万人の感染が確認されている。

アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約 137 万人となったほか、フィリピンとパキスタンで約 59 万人、バングラデシュで約 55 万人となっている。中東地域では、イランで感染者が約 168 万人となったほか、イラクでも約 72 万人となっている。

アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約 152 万人に達した。また、モロッコで感染者が約 49 万人となっている。

(図表)国別の感染者・死亡者の状況

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
米国	28,952,137	524,319	イスラエル	799,727	5,856
インド	11,210,799	157,756	ベルギー	785,809	22,240
ブラジル	10,938,836	264,325	イラク	723,189	13,548
ロシア	4,263,785	87,253	スウェーデン	684,961	13,003
英国	4,225,906	124,654	フィリピン	591,138	12,465
フランス	3,942,243	88,597	パキスタン	590,508	13,205
スペイン	3,149,012	71,138	スイス	562,290	10,046
イタリア	3,046,762	99,578	バングラデシュ	549,724	8,451
トルコ	2,769,230	28,965	モロッコ	485,974	8,676
ドイツ	2,502,151	71,951	セルビア	482,397	4,542
コロンビア	2,273,245	60,412	オーストリア	472,871	8,694
アルゼンチン	2,146,714	52,870	ハンガリー	459,816	15,765
メキシコ	2,125,866	190,357	ヨルダン	421,415	4,900
ポーランド	1,781,345	45,159	アラブ首長国連邦	408,236	1,310
イラン	1,681,682	60,594	レバノン	393,228	5,013
南アフリカ	1,520,206	50,647	サウジアラビア	379,474	6,524
ウクライナ	1,442,457	28,392	パナマ	344,477	5,910
インドネシア	1,373,836	37,154	スロバキア	322,104	7,739
ペルー	1,358,294	47,491	マレーシア	311,777	1,166
チェコ	1,312,164	21,558	ベラルーシ	294,432	2,029
オランダ	1,130,694	15,931	エクアドル	292,943	16,020
カナダ	889,551	22,212	ネパール	274,655	3,010
チリ	876,895	21,008	ジョージア	272,617	3,567
ルーマニア	824,995	20,854	カザフスタン	267,657	3,180
ポルトガル	809,412	16,512	ブルガリア	259,811	10,593